

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(附属機関)</p> <p>第30条 茂原市教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育委員</p> <p>(2) 公民館運営審議会</p> <p>(3) 図書館協議会</p> <p>(4) 文化財審議会</p> <p>(5) スポーツ推進審議会</p> <p>(6) 青少年指導センター運営協議会</p> <p>(7) 美術館・郷土資料館協議会</p> <p>(8) 青少年問題協議会</p> <p>(9) 東部台文化会館運営委員会</p> <p><u>(10) 学校再編審議会</u></p> <p><u>(11) 市史編さん委員会</u></p>	<p>(附属機関)</p> <p>第30条 茂原市教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育委員</p> <p>(2) 公民館運営審議会</p> <p>(3) 図書館協議会</p> <p>(4) 文化財審議会</p> <p>(5) スポーツ推進審議会</p> <p>(6) 青少年指導センター運営協議会</p> <p>(7) 美術館・郷土資料館協議会</p> <p>(8) 青少年問題協議会</p> <p>(9) 東部台文化会館運営委員会</p>

附 則 (平成X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。